

## 鹿 児 島 県 公 報

平成25年 7 月 9 日（火）第2921号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定の解除予定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 3
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習 (生活衛生課取扱い) 3
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習（通信制） (生活衛生課取扱い) 3
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（4件） (水産振興課取扱い) 4
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 5
- 平成25年度高圧ガス等免状交付業務委託 (消防保安課取扱い) 5

## 公 告

- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告 (商工政策課取扱い) 6

## 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活環境課取扱い) 6

## 雑 報

- 平成25年度行政書士試験公告 (一般財団法人行政書士試験研究センター取扱い) 7

## 告 示

## 鹿児島県告示第773号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する。

平成25年 7 月 9 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 保安林の所在場所

奄美市住用町大字東仲間字桂勝山1032番（次の図に示す部分に限る。），1033番，1038番，1039番，1045番，1047番，1050番1，1051番，字赤尾木田1070番，1073番，字古仲間山1079番，1085番，1099番から1101番まで，1107番1，字東仲間山1126番，1127番（次の図に示す部分に限る。），1131番，1138番，1141番，1145番，1155番，1162番

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は，定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第774号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成25年7月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
曾於市大隅町月野字年ノ神352番1，字前段1694番1，1695番1，1697番2
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第775号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成25年7月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所  
鹿屋市古江町6605番2
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

**鹿児島県告示第776号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成25年7月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
藤後クリニック	志布志市志布志町志布志一丁目13番1号	医療法人左右会	志布志市志布志町志布志一丁目11番12号	橋口 渡	平成25年6月12日	短期入所療養介護
統合医療型デイサービスゆのもと	日置市東市来町湯田3633番地15	特定非営利活動法人地域統合医療ネットワーク	鹿児島市田上四丁目6番20号	浅井 紗世	平成25年6月21日	通所介護

ディサービスあ けび	薩摩郡さつま町 柏原2366番地1	有限会社フェル ナンデス	伊佐市菱刈重留 1137	小田 茂	平成25年 7月1日	通所介護
---------------	----------------------	-----------------	-----------------	------	---------------	------

## 鹿児島県告示第777号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成25年7月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月 日	サービス の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
藤後クリニック	志布志市志布志 町志布志一丁目 13番1号	医療法人左右会	志布志市志布志 町志布志一丁目 11番12号	橋口 渡	平成25年 6月12日	介護予防 短期入所 療養介護
統合医療型デイ サービスゆの もと	日置市東市来町 湯田3633番地15	特定非営利活動 法人地域統合医 療ネットワーク	鹿児島市田上四 丁目6番20号	浅井 紗世	平成25年 6月21日	介護予防 通所介護
ディサービスあ けび	薩摩郡さつま町 柏原2366番地1	有限会社フェル ナンデス	伊佐市菱刈重留 1137	小田 茂	平成25年 7月1日	介護予防 通所介護

## 鹿児島県告示第778号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によりクリーニング師の研修を、同法第8条の3の規定により業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

平成25年7月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 研修及び講習の主催者の名称及び所在地  
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
東京都港区新橋六丁目8番2号
- 研修及び講習の名称
  - クリーニング師研修（第1型）（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を得るための研修は、実施しない。）
  - 業務従事者講習（第1型）
- 研修及び講習の開催年月日並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	会場の名称	所在地
平成25年10月6日	霧島市国分公民館	霧島市国分中央三丁目45-1
平成25年10月27日	独立行政法人高齢・障害・求職者 雇用支援機構ポリテクセンター鹿 児島	鹿児島市東郡元町14-3

- 受講料
  - クリーニング師研修 5,000円
  - 業務従事者講習 4,500円

## 鹿児島県告示第779号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によりクリーニング師の研修を、同法第8条の3の規定により業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

平成25年7月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 研修及び講習の主催者の名称及び所在地  
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目8番2号

2 研修及び講習の名称

- (1) クリーニング師研修（第2型）  
 (2) 業務従事者講習（第2型）

3 研修及び講習の申込受付期間及びレポート提出締切年月日

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
平成25年9月13日	平成25年10月11日	平成25年11月15日
平成25年11月15日	平成25年12月13日	平成26年1月24日

4 受講料

- (1) クリーニング師研修 5,000円  
 (2) 業務従事者講習 4,500円

**鹿児島県告示第780号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年7月9日から同月23日まで北さつま漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年7月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 発起人の住所及び氏名

阿久根市波留6137番地63 猿楽小八  
 阿久根市西目6111番地7 西田早苗  
 阿久根市西目166番地 西園圓蔵

2 加入区

西目加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

北さつま漁業協同組合

**鹿児島県告示第781号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年7月9日から同月23日まで吹上町漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年7月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 発起人の住所及び氏名

日置市吹上町入来3907番地 稲田和夫  
 日置市吹上町入来4083番地2 久保一幸  
 日置市吹上町入来4073番地 尾園政幸

2 加入区

吹上加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

吹上町漁業協同組合

**鹿児島県告示第782号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年7月9日から同月23日まで羽島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年7月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名  
いちき串木野市愛木町117番地1 瀧松盛廣  
いちき串木野市羽島5226番地5 下鶴恵次  
いちき串木野市口之町88番地 平石良博
- 2 加入区  
羽島加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
羽島漁業協同組合

### 鹿児島県告示第783号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年7月9日から同月23日まで奄美漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年7月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名  
大島郡龍郷町安木屋場2360番地15 辺木幹男  
大島郡龍郷町龍郷8番地の乙 岩崎勝  
大島郡龍郷町中勝1330番地の2 碩龍弘
- 2 加入区  
龍郷加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
奄美漁業協同組合

### 鹿児島県告示第784号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年7月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（大隅半島北部航空レーザ計測業務）
- 2 作業の期間 平成25年7月1日から平成26年2月28日まで
- 3 作業の地域 鹿屋市，垂水市，曾於市，志布志市，大崎町及び東串良町

### 鹿児島県告示第785号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第29条の2第1項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の4の2第1項の規定により、免状交付事務の一部を次のとおり高圧ガス保安協会に委託した。

平成25年7月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 委託に係る免状交付事務の内容  
乙種化学責任者免状，乙種機械責任者免状，丙種化学（液化石油ガス）責任者免状，丙種化学（特別試験科目）責任者免状，第二種冷凍機械責任者免状，第三種冷凍機械責任者免状，第一種販売主任者免状，第二種販売主任者免状及び液化石油ガス設備士免状に係る次に掲げ

る事務に関すること。

- (1) 免状の交付申請書の配布，受付及び整理
  - (2) 免状の再交付申請書の配布，受付及び整理
  - (3) 免状の書換え申請書の配布，受付及び整理
  - (4) 免状の作成及び送付
  - (5) 前号に係る免状台帳の作成，保管及び整理
  - (6) その他前各号に掲げる事務に関連する事務
- 2 委託に係る免状交付事務を処理する場所  
東京都港区虎ノ門四丁目3番13号  
高圧ガス保安協会本部
- 3 委託期間  
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

## 公 告

### 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成25年7月9日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年7月9日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年7月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
鹿児島ショッピングプラザ  
鹿児島市鴨池二丁目26番地1号
- 2 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等及び住所
    - ア 変更前 株式会社ダイエー 代表取締役 桑原道夫  
兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1 外30者
    - イ 変更後 株式会社ダイエー 代表取締役 村井正平  
兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1 外29者
  - (2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
    - ア 変更前 午前6時から午後10時まで
    - イ 変更後 24時間
- 3 変更年月日
  - (1) 2の(1) 平成25年4月1日
  - (2) 2の(2) 平成25年6月26日
- 4 届出年月日  
平成25年6月25日

## 公安委員会告示

### 鹿児島県公安委員会告示第70号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成25年7月9日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRGレーサーM-KX	株式会社ニューギン	3P0354
ぱちんこ遊技機	CRA美夏美華N-K	株式会社ニューギン	3P0375
ぱちんこ遊技機	CR花の慶次～漢N2-V	株式会社ニューギン	3P0470
ぱちんこ遊技機	CR信長の野望 天下創世～忒ノ陣～LR-KE	株式会社EXCITE	3P0372
ぱちんこ遊技機	CR幕末義人伝浪漫SAB	株式会社高尾	3P0430
ぱちんこ遊技機	CR幕末義人伝浪漫SAA2	株式会社高尾	3P0452
回胴式遊技機	プロジェクトアームズW	株式会社ニューギン	3S0298
回胴式遊技機	ニーマルニーナナサード3	株式会社スター	3S0411
回胴式遊技機	パチスロRAVEFSG	株式会社藤商事	3S0440

## 雑 報

### 平成25年度行政書士試験公告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による鹿児島県知事の委任に係る平成25年度行政書士試験を次のとおり実施する。

平成25年7月9日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯部力

#### 1 試験の期日

平成25年11月10日（日）午後1時から午後4時まで

#### 2 試験の場所

- (1) 鹿児島会場 鹿児島県建設センター（鹿児島市鴨池新町6番10号）  
鹿児島大学水産学部（鹿児島市下荒田四丁目50番20号）  
鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町7番4号）
- (2) 奄美大島会場 鹿児島県大島支庁（奄美市名瀬永田町17番3号）

#### 3 試験の科目及び方法

##### (1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）	憲法，行政法（行政法の一般的な法理論，行政手続法，行政不服審査法，行政事件訴訟法，国家賠償法及び地方自治法を中心とする。），民法，商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し，法令については，平成25年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）	政治・経済・社会，情報通信・個人情報保護，文章理解の中から出題する。

##### (2) 試験の方法

ア 試験は，筆記試験により行う。

イ 出題の形式は，「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式，「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式により行う。

\* 記述式は，40字程度で記述するものを出題する。

#### 4 受験手続

##### (1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成25年8月5日（月）から同年9月6日（金）まで

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送すること。平成25年9月6日の消印があるものまで受け付ける。

ウ 提出書類

受験願書一式

エ 受験手数料

7,000円（納付方法については試験案内に掲載する。）

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

次に掲げる場所において、平成25年8月5日（月）から同年9月6日（金）までの間、配布する。なお、郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角2号：横240mm、縦332mm、A4サイズ用の紙が折らずに入る大きさ）を同封した上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きして、一般財団法人行政書士試験研究センター（請求宛先：郵便番号100-8779 日本郵便株式会社 銀座郵便局留）又は鹿児島県総務部市町村課（請求宛先：郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号）へ郵便で請求すること（平成25年8月30日（金）までに必着のこと）。

(ア) 一般財団法人行政書士試験研究センター

(イ) 鹿児島県総務部市町村課

(ウ) 鹿児島地域振興局総務企画部総務企画課（鹿児島市小川町3番56号）

(エ) 南薩地域振興局総務企画部総務企画課（南さつま市加世田東本町8番地13）

(オ) 北薩地域振興局総務企画部総務企画課（薩摩川内市神田町1番22号）

(カ) 始良・伊佐地域振興局総務企画部総務企画課（始良市加治木町諏訪町12番地）

(キ) 大隅地域振興局総務企画部総務企画課（鹿屋市打馬二丁目16番6号）

(ク) 熊毛支庁総務企画部総務企画課（西之表市西之表7590番地）

(ケ) 大島支庁総務企画部総務企画課（奄美市名瀬永田町17番3号）

(コ) 鹿児島県行政書士会（鹿児島市与次郎二丁目4番35号 K S C 鴨池ビル202号室）

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力する。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料（7,000円）の払込みはクレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）による決済のみとなる。

(イ) 利用できるクレジットカード

V I S A ・ M a s t e r ・ U C

(ウ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

ウ 受付期間

(ア) 平成25年8月5日（月）午前9時から同年9月3日（火）午後5時まで

この出願システムは、平成25年9月3日（火）午後5時で終了する。午後5時までに入力を完了していないと、たとえ接続中（入力中）であっても申込みできなくなるので注意すること。

(イ) 最終日（平成25年9月3日）は混雑が予想されるため、余裕を持って申し込むこと。

5 特例措置の実施

身体の機能に障害のある方は、障害の状況により必要な措置（点字試験を含む。）を講じることがあるので、受験の申込みに先立って必ず一般財団法人行政書士試験研究センターまで申し出ること。

6 合格発表の日時及び発表方法

(1) 合格発表日時

平成26年1月27日（月）午前9時

(2) 合格発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）す



るとともに、受験者全員に合否通知を郵送する。

また、同センターホームページに合格者の受験番号を登載する。

7 問合せ先

一般財団法人行政書士試験研究センター

郵便番号 102-0082

所在地 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

電話番号 03-3263-7700